

第11回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日（火）午後1時30分から午後2時28分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1番	前谷 篤		
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊 勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地 匡		

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第4号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
議案第4号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第 11 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、7 番の渡部延三委員、8 番の井上善博委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。これは、農地を相続したことの報告でございます。

届出者は、[REDACTED]、土地の所在は、空知太 117 番 2、公簿・現況とも畑、面積 5,041 m² の 1 筆で、令和 3 年 2 月 1 日、相続により所有権を取得したものです。

この案件は、[REDACTED] が亡くなられ、息子さんである [REDACTED] が相続されたものですが、対象農地は [REDACTED] に賃貸借されて水田となっております。

5 月 13 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第 1 号図をご参照いただければと思います。以上です。

会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

全員 質問がないようですので、本件を承認することとしてよろしいですか。異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

会長 続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 2 号をご説明いたします。

会長 農業者年金に関する報告ですが、今回は 2 件ございまして、いずれも住所の変更を届け出たものでございます。1 件目は、[REDACTED]

[REDACTED] より、5 月 6 日に届出がありました。

会長 また、2 件目は [REDACTED] ですが、1 件目の [REDACTED] の配偶者ですので、住所や届出年月日は [REDACTED] と同じです。

会長 以上、2 件の手続きは専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第 2 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

全員 質問がないようですので、本件を承認することとしてよろしいですか。異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

会長 続きまして、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告 3 号をご説明いたします。

会長 賃貸借の合意解約を 2 件報告いたします。

会長 まず 1 件目は、貸主が [REDACTED] 、借

主は [REDACTED]、土地の表示は東4条南22丁目319番、公簿・現況とも田で、面積は32,494m²の1筆です。契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、期間は平成31年2月25日から令和5年12月31日までの約5年間でした。合意が成立した日は5月10日、土地の引渡しの時期は本日です。

この案件は、[REDACTED]から[REDACTED]へ、この土地を売買することになりましたので、そのため賃貸借を解約するもので、売買については議案第2号でご提案いたします。

次に2件目は、貸主が[REDACTED]、借主は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は北光454番、公簿・現況とも畠、面積38,525m²、以下、記載のとおり合計4筆で面積は55,038.52m²です。契約の内容は、農地法第3条に基づく使用貸借をしていたもので、期間は平成27年3月1日から令和7年2月28日までの10年間でした。合意が成立した日は5月11日、土地の引渡しの時期は本日です。

この解約に至った経過を若干ご説明します。この案件は[REDACTED]が運営する[REDACTED]が農作業を行う農地として借りていたのですが、農地として利用されていない実態がありましたので、農業委員会としてはこれまで農地利用状況調査で皆さんにも見ていただきながら、聞き取りや指導を重ねてきました。また、[REDACTED]は就労継続支援B型事業所という指定を受けて、国や道、市からも負担金を受給して運営していましたが、不正受給を行ったため、実は昨年11月に、北海道は事業所の指定を取り消しました。それを機に、改めて、農地を適切に利用するよう話しましたが、新たに道から指定を受けた[REDACTED]としては、宅地部分は作業や訓練の場として活用しますが、農地は利用しないとのことで合意解約に至ったものです。なお、現在のところ、解約した後の受け手は未定の状況です。

以上、1件目・2件目とともに、提出された合意解約の通知書には、両者記名・押印の合意解約書も添付されておりまして、農地法第18条に基づく賃貸借の合意解約が成立していることを確認しています。

以上、ご報告といたします。

会長 全員 会長 全員 会長
只今、報告第3号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、本件を承認することとしてよろしいですか。
異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第4号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告4号をご説明いたします。今回は2件ございます。

1件目は[REDACTED]ですが、別添1の「農地所有適格法人要件確認書」で確認したいと思います。

上方から見ていきますと、経営面積は田が53.2ha、畠が1.8ha、次に法人形態に関する記載がありまして、[REDACTED]は株式会社で農地法に定める要件を満たしていますし、次の事業の種類や売上高については、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業によるもの、という要件も満たしています。次に構成員数についてですが、[REDACTED]は議決権を持つ構成員が1人で、その1人が農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件も満たしています。最後に、裏面の業務執

行役員数に関してです。[REDACTED]は3人の役員が農作業に常時従事していますので、役員の過半が農業の常時従事者であることなどの要件も満たしています。以上のとおり、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

次に2件目は[REDACTED]ですが、別添2で確認したいと思います。

まず経営面積は田が21.29haで畑が12.88ha、合わせて34.17haとなります。次に法人形態に関しては合同会社ですので問題ありませんし、次の事業の種類や売上高についても、全額が農業による売上ですので要件を満たしています。次の構成員数は、[REDACTED]は議決権を持つ構成員が農業の常時従事者となっていますので問題ありません。最後に、裏面の業務執行役員数についても5人の役員が全員農作業に常時従事していますので、要件も満たしています。以上のとおり、[REDACTED]も農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しました。以上です。

会長
会長
高橋委員

只今、報告第4号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
はい。高橋委員。

[REDACTED]の件なんですかとも、売上ですとか構成員なんかはいいんですけれども、経営面積が多分3・4反くらい増えているはずです。たしか3・4年前と、昨年の11月頃だったかと思います。全体として問題はないんですが、面積を精査していただければと思います。*

会長
事務局

事務局より回答願います。
はい、分かりました。時点の関係で増えた分が入ってないのかも知れません。
確認をさせていただきます。

会長
高橋委員

よろしいですか。
はい。よろしくお願いします。

会長
全員

その他に何かないでしょうか。
なし。

会長
全員

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続いて議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号をご説明します。
3件ございますが、いずれも都市計画区域内ですから第3種農地でして、それらの農地を転用して一般住宅を建てようとするものです。一括してご説明いたします。

まず1番ですが、土地所有者・譲渡人は[REDACTED]
[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]
[REDACTED]、土地の表示は、吉野1条南7丁目15番3、地目は公簿が田で現況が畑、面積328m²の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペース、庭などの建設のためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第1種中高層住居専用地域として用途指定されているため、第3種農地となります。図面は第2号図に示しているとおりで、法律関係は売買でございます。

転用計画の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金計画は事業費[REDACTED]に対して全額を金融機関からの借入金で対応することとしています。

次に2番です。土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は、西4条北15丁目36番10、地目は公簿・現況とも畠、面積330m²の1筆です。

転用の目的は、一般住宅などの建設であり、農地の区分は、第1種中高層住居専用地域のため第3種農地、図面は第3号図のとおり、法律関係は売買です。

転用の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金は事業費[REDACTED]

[REDACTED]を全額借入金で対応することにしています。

次に3番です。土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、外、記載のとおりの2名、転用計画者・譲受人は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は、空知太東2条5丁目354番42、地目は公簿が田で現況は畠、面積413m²の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟などの建設のため、農地の区分は第2種中高層住居専用地域ですから第3種農地、図面は第1号図のとおり、法律関係は売買です。

転用の内容は、転用期間は許可があり次第、永年、資金は事業費[REDACTED]を全額借入金で対応することにしています。

最後に、以上の3件に関する農地法第5条の審査は、別添3から5にまとめているとおりです。3件とも、立地基準において原則として許可される第3種農地であり、また、一般基準においても事業実施の確実性等に特段問題がないことから、許可相当と認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、只今の3件は許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

それでは、議案第2号をご説明します。

今回は2件ございますが、いずれも新規の案件でございます。

まず1番ですが、計画番号は令和3年度賃第3号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の猿渡万里子さんです。出し手・貸主は[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は、晴見1条北11丁目100番、地目は公簿が畠で現況は田、面積28,016m²、以下、記載のとおり合計4筆、36,643m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額181,500円、これは水張面積に下田の単価6,000円を乗じたものであり、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの2年8か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第4号図を参考してください。

この案件は、昨年まで[REDACTED]が[REDACTED]に対して農作業を委託してそばを耕作していましたが、今年からは賃貸借により[REDACTED]に使用収益権を設定するものでございます。

次に2番をご説明します。計画番号は令和3年度所第1号、公告予定年月日

は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さんです。出し手・譲渡人は[REDACTED]、受け手・譲受人は1番と同じ[REDACTED]、農地の所在は、東4条南22丁目319番、地目は公簿・現況とも田、面積32,494m²、以下、記載のとおり合計3筆、33,893m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより3,000,000円、これは、田の部分は水張面積に単価100,000円、畑の部分は地積に単価40,000円を乗じたものであり、対価の支払い方法等は11月末日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、当事者間の法律関係は売買、図面は第5号図を参考にしてください。

この売買に至った経過ですが、報告第3号で若干触れましたとおり、平成13年からこれまでの20年間に亘り、[REDACTED]から[REDACTED]へ賃貸借が行われてきましたが、この度、[REDACTED]がご家族とも相談のうえ、農地を引き受けたらしいとのことで、推進員の調整を経て、賃貸借を解約、そして売買となりました。また、水田の単価100,000円は安いとの印象を受けますが、これまでの賃貸借の期間中に、圃場整備、暗渠排水といった道営の基盤整備事業が行われておりますし、その受益者負担金を実は[REDACTED]が払ったことなどを勘案して設定された単価でございます。

以上の2件に関する農業経営基盤強化促進法に定める要件の確認については、別添6と別添7に調査書を添付しております。必要な要件の全てを満たしていますので、両案件とも決定できるものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

續

三

「評議の次第について」事務局より説明願いまよ、
それでは、議案第3号をご説明し、審議を求めまよ

別紙1をご覧いただきたいと思います

別紙1をご覧いただき、ご参考ください。

以上で議案第2号の説明を終わります

以上（議案第3号の説明）

只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか？

はい、渡部委員。

1頁の中に「基本

ご存じのとおり、認定農業者になるためには一定の基準があります。「基本構想水準到達者」と位置付けられる方は、認定農業者になるための申請はしていないけれども、認定農業者の基準に概ね達しているだろう、という農業者の方です。

渡部委員、よろしいですか。

はい。

その他に何かございませんか。

九

質問・音頭がない上うですので、本件を決定してよいですか

貞間 忠ノ
思議なし

それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

続きまして、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」事務局より説明願います

事務局 それでは、議案第4号をご説明し、審議を求めます。

会長 今度は別紙2をご覧いただきたいと思います。

全員 <別紙2に沿って説明>

会長 以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひします。

全員 只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

会長 なし。

全員 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

会長 異議なし。

全員 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

会長 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。

会長 特に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

- 事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和3年度全国農業委員会会長大会（事務局）
・日 時 令和3年5月25日（火）
・開催方法 ライブ配信
・対 応 後日、Web上に掲載される動画で確認する。
3. 一般社団法人北海道農業会議第91回総会（事務局）
・日 時 令和3年6月16日（水）
・開催方法 北海道自治労会館（札幌市）
・対 応 書面による議決権行使とします。
4. 第42回北海道農業者年金協議会総会（事務局）
・日 時 令和3年6月17日（木）
・開催方法 北海道自治労会館（札幌市）
・対 応 欠席とします。砂川市農業委員会は地区農業者年金協議会を設置していない準会員であるため、議決権を持ちません。
5. 農地法第5条の規定による許可の取消願の進達（事務局）
(1) 取消願が提出された許可
・審議年月日 令和3年4月23日（第10回定例総会）
・許可年月日 令和3年5月6日
・所在地等 空知太西2条5丁目68番86
・農地所有者 [REDACTED]
・転用計画者 [REDACTED]
・転用目的 一般住宅1棟、駐車スペース、庭等の建設
- (2) 取消願の理由
雪解け後、申請者が現地確認したところ、隣接地と高低差があり雨水が申請地に流れて来ることや隣接建物からの落雪が予測されるため、許

可の取消を願うに至った。

6. 検討委員会委員の順番（事務局）

・別添8のとおりとします。

7. サマースタイルの実施（事務局）

・6月1日（火）～9月30日（木）

・砂川市の扱いに準拠することを原則とし、必要に応じて会長が定める。

・上着、ネクタイの着用を要しない。ポロシャツの着用は可とする。

8. 活動記録簿の提出（事務局）

・農業委員として行った活動を記入し、5月分を事務局に提出してください。

9. 協議会報告（協議会長）

・今年度も「りんごの木オーナー」を申し込みます。

晚成種 1本 8,250円～9,350円（実選り含む）

会長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、全体を通して何かございませんか。

全員 なし。

会長 特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は6月25日、金曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願いします。

会長 それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員